

(5) 障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者が一般利用するとき。	10/10
(6) 特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付を受けた者が一般利用するとき。	10/10
(7) 上記（1）～（6）の介護者（障がい者等1名につき介護者2名）が一般利用するとき。	10/10
(8) 障がい者等及びその介護者（障がい者等1名につき介護者2名）が専用利用する場合で、障がい者等の社会参加を促進すると認められるとき。	
ア 障がい者等及びその介護者が利用者の1/2以上の場合	10/10
イ 障がい者等及びその介護者が利用者の1/2未満の場合	1/2
5 幼児、児童、生徒又は学生が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日に一般利用するとき。	10/10
なお、利用者の身分証明書（生徒証明書等）の確認ができない場合、利用料減免の対象外とする。（幼児及び児童は除く。）	
6 幼児、児童、生徒又は学生が専用利用（利用しようとする日（当該利用が2日以上にわたる場合は、その初日。以下「利用日」という。）の6日前から利用日までの間における申込みに係るものに限る。）をするとき。（全体の利用者に占める県内の生徒等の人数の割合が2分の1以上であるものに限る。）なお、利用者全員の身分証明書（生徒証明書等）の確認ができない場合、利用料減免の対象外とする。（幼児及び児童は除く。）また、別表のとおり、面数及び時間の利用制限を行う。	10/10
7 70歳以上の者が利用するとき。	
(1) 70歳以上の者が一般利用するとき。	
(2) 70歳以上の者が専用利用する場合で、70歳以上の者の社会参加を促進すると認められるとき。	
ア 70歳以上の者が利用者の1/2以上の場合	10/10
イ 70歳以上の者が利用者の1/2未満の場合	1/2
8 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者（以下「要介護者等」という。）及びその介護者が利用するとき。	
(1) 要介護者等及びその介護者（要介護者等1名につき介護者2名）が一般利用するとき。	10/10
(2) 要介護者等及びその介護者（要介護者等1名につき介護者2名）が専用利用する場合で、要介護者等の社会参加を促進すると認められるとき。	
ア 要介護者等及びその介護者が利用者の1/2以上の場合	10/10
イ 要介護者等及びその介護者が利用者の1/2未満の場合	1/2
9 鳥取県が主催する県民スポーツレクリエーション祭で利用するとき。ただし、本大会の実施にかかるものとし、かつ実施競技団体長名で申請があったものに限る。	10/10
10 その他産業及びスポーツの振興を図るため知事が特に必要があると認めたとき。	10/10
二 設備利用料	
1 体育等設備に関する減免は次のとおりとする。	10/10
一の1～3、一の5～6、一の8～10に該当する場合	
2 その他の設備に関する減免は次のとおりとする。	10/10
一の1に該当する場合	
三 暖房又は冷房に係る額並びに体育館の照明（管理者が必要と認める照度以上の照明）に係る額に関する減免は、一の1に限るものとする。	10/10

別 表

一の6 学生専用利用における1日当たりの利用制限

区分	面積	時間
大体育館	最大 1 / 3面	2時間まで
小体育館	全面のみ	2時間まで
2階ロビー	全面のみ	2時間まで

鳥取県営鳥取屋内プールの利用料減免の取扱要領

減 免 事 由	減免率
一 施設利用料	
1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するものが、幼児、児童、生徒又は学生が参加する運動会、競技会等のスポーツ行事（学年（これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。）単位以上の規模で行うこと、入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。）のために利用するとき。 （県内のものに限る。）	
ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が利用するとき。	10/10
イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校が利用するとき。	10/10
ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設が利用するとき。	10/10
エ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項の規定する保育所が利用するとき。	10/10
オ 教育に関する活動を行う団体であって知事が定める基準に該当するものが利用するとき。 （ア）小学校体育連盟（市町村単位以上のものに限る。）	10/10
（イ）中学校体育連盟（市町村単位以上のものに限る。）	10/10
（ウ）高等学校体育連盟（市町村単位以上のものに限る。）	10/10
2 小学校体育連盟、中学校体育連盟又は高等学校体育連盟が行う講習会等（入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。）のために利用するとき。 （ア）全県の児童・生徒を対象にする場合	10/10
（イ）郡市単位以上の児童・生徒を対象にする場合	1/2
3 障がい者、障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者又は特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付を受けた者（以下「障がい者等」という。）及びその介護者が当該障がい者等の健康の保持及び増進を図るためにプールを利用するとき。	
ア 身体障害者手帳の交付を受けた者が一般利用の方法で利用するとき。	10/10
イ 療育手帳の交付を受けた者が一般利用の方法で利用するとき。	10/10
ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が一般利用の方法で利用するとき。	10/10
エ 心身に障がい有する者で、知事が特に必要があると認めた者が一般利用の方法で利用するとき。 （ア）児童相談所長又は知的障害者更生相談所長が知的障がい者（児）として判定し、証明書を交付した者	10/10
（イ）児童相談所長が、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第48条第3号に定める自閉症を主たる症状とする児童であって、病院に収容することを要しないと認め、証明書を交付した者	10/10
（ウ）小学校長又は中学校長が、「教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育措置について」（昭和53年10月6日付文初特第309号文部省初等中等教育局長通達）の第1の8に規定する児童又は生徒として認め、証明書を交付した者（知的障がい、病弱等に伴って情緒障がい有する者）	10/10
オ 障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者が一般利用するとき。	10/10
カ 特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付を受けた者が一般利用するとき。	10/10

キ ア～カの介護者（障がい者等1名につき介護者2名）が一般利用するとき。	10/10
ク 障がい者等及びその介護者（障がい者等1名につき介護者2名）が社会参加を目的とし、専用利用の方法で利用するとき。	
（ア）利用者のうち1/2以上が障がい者等の場合	10/10
（イ）利用者のうち1/2未満が障がい者等の場合	1/2
4 児童、生徒又は学生が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日に一般利用するとき。なお、利用者の身分証明書（生徒証明書等）の確認ができない場合、利用料減免の対象外とする。（幼児及び児童は除く。）	10/10
5 幼児がプールを一般利用するとき。	10/10
6 70歳以上の者が利用するとき。	
ア 70歳以上の者が一般利用の方法で利用するとき。	10/10
イ 70歳以上の者が社会参加を目的とし、専用利用の方法で利用するとき。	
（ア）利用者のうち、1/2以上が70歳以上の者の場合	10/10
（イ）利用者のうち、1/2未満が70歳以上の者の場合	1/2
7 要介護者等及びその介護者が利用するとき。	
ア 要介護者等及びその介護者（要介護者等1名につき介護者2名）が一般利用の方法で利用するとき。	10/10
イ 要介護者等及びその介護者（要介護者等1名につき介護者2名）が社会参加を目的とし、専用利用の方法で利用するとき。	
（ア）利用者のうち、1/2以上が要介護者等の場合	10/10
（イ）利用者のうち、1/2未満が要介護者等の場合	1/2
8 鳥取県が主催する県民スポーツレクリエーション祭で利用するとき。ただし、本大会の実施にかかるものとし、かつ実施競技団体長名で申請があったものに限る。	10/10
9 その他スポーツの振興を図るため知事が特に必要があると認めるとき。鳥取県が水泳の振興を図るために利用するとき。	10/10
10 一の1により利用する場合は施設利用料の他に設備利用料及び冷房若しくは暖房をしたとき、又は照明をしたときに加算すべき料金についても減免する。	10/10